

## 品川区子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 12 日 条例第 30 号  
改正 平成 27 年 3 月 31 日 条例第 1 号  
改正 平成 31 年 3 月 27 日 条例第 6 号

## (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、区長の附属機関として品川区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務のほか、区長が必要と認める事項を処理する。

## (組織)

第 3 条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 区内に住所を有する法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (会長および副会長)

第 5 条 子育て会議に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときはその職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 子育て会議は、会長が招集する。ただし、会長および副会長が選出されていないときは、区長が子育て会議を招集する。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 子育て会議は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、または委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子ども未来部保育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期)

2 この条例の施行の日以後、第3条の規定により最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和29年品川区条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表品川区青少年問題協議会の項の次に次のように加える。

品川区子ども・子育て会議	会長	23,000円
	副会長	20,000円
	委員	14,000円

付 則（平成27年3月31日条例第1号）

(施行期日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月27日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和29年品川区条例第7号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略